

8. 現場での対応 (応急手当)	<p>1.特に何もせず(経過観察のみも含める) 2.医師の診察は受けずに応急処置のみ行った (行った処置を具体的に_____) 3.医師の診察を受けた (31.施設内担当医師 32.施設外医療機関医師) 次の設問は3.医師の診察を受けた場合のみ、お答えください 4.救急車利用(41.利用した 42.利用しない) 5.医師の診察を受けた結果 51.特に処置の必要なし 52.外来治療(往診治療)のみ(外来回数 回、不明) 治療内容※わかる範囲で具体的にご記入をお願いします _____ 53.入院治療が必要であった(入院日数 日、不明) </p>
9. 8. の対策 決定に参考に した情報源	1.特になし 2.医学書その他の書物 3.日本中毒情報センター 4.施設内担当医師 5.施設外の医師 6.薬剤師 7.製造会社 8.行政機関(保健所、市町村役場等) 9.救急隊 10.その他 _____ 11.不明
10. 最終的な 予後	1.完全に治癒した(中毒を起こす前の状態に戻った) 2.何らかの後遺症が残った 3.死亡 4.不明
11. その他 (自由記載)	

コピー用 (2症例目からは、お手数ですがこちらの用紙をコピーしてご記入をお願いします。)

2/2

平成 18 年 10 月 11 日

保育所・幼稚園 管理者殿

財団法人 日本中毒情報センター
常務理事 大橋 教良

アンケート調査のご協力お願い

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

財団法人日本中毒情報センターは、化学物質（家庭用品、医薬品、農薬等）や動植物の毒によって起こる急性中毒について、その治療に必要な情報の収集と整備ならびに問い合わせに対する情報提供などを行い、わが国の医療の向上を図ることを目的とした機関です。（<http://www.j-poison-ic.or.jp/homepage.nsf>）

当財団では、中毒事故発生防止に係わる啓発活動の目的で、厚生労働科学研究費補助金（化学物質リスク研究事業）「家庭用化学製品のリスク管理におけるヒトデータの利用に関する研究」（主任研究員：吉岡敏治）（3年計画）を行っております。その中で私は保育所・幼稚園・高齢者施設等の調査を担当いたします。

本研究の目的は、保育所・幼稚園において発生しやすい中毒事故を調査し、中毒事故防止に有用な方法を明らかにすることです。調査対象は、保育所については財団法人 こども未来財団 i-子育てネットのインターネット検索から、幼稚園については株式会社茨城ひかりのくにのいばらぎ子育てネットのインターネット検索から検索しました、茨城県内の保育所・幼稚園といたしました。

つきましては、お忙しいところ誠に恐縮ではございますが、本研究の趣旨をご理解いただきまして、貴施設の状況について、アンケートにご記入いただければ幸いです。

なお、アンケート調査に際しましては、健康被害の履歴などの個人情報が漏れることのないよう管理いたします。また、アンケート調査の結果は、今回の調査研究においてのみ活用することとし、他の目的に流用することはいたしません。

アンケートにご記入いただけましたら、10月末日までに同封の封筒にてご返送くださいますようお願いいたします。

どうぞよろしくご協力のほど、お願い申し上げます。

敬具

ご不明な点がございましたら下記担当者までご連絡ください

(財)日本中毒情報センター つくば中毒 110 番 島田/糸井
〒305-0005 茨城県 つくば市天久保 1-2 つくば総合健診センター内
TEL 029-852-6399

保育所・幼稚園における化学物質、動植物の毒による
中毒事故実態アンケート調査
記入要領

I. 一般的な留意点について

- (1) 本アンケート調査は保育所・幼稚園で家庭用化学製品や医薬品などの化学物質や動植物の毒に曝露して急性中毒を示したかまたはそれを疑わせる事故例の発生状況に関する実態調査です。
- (2) 本アンケートの対象となる中毒は、意図的または誤使用などの不慮の事故として一度に大量に摂取した場合の急性中毒です。したがって、異物（プラスチック、ガラス、硬貨、紙類、医薬品のPTP包装等）、細菌性食中毒、慢性中毒、医薬品の常用量による副作用等は除いてください。主な中毒事例を、「日本中毒情報センターに問い合わせのあった子どもの中毒事例」（裏面に記載）に示しましたので、ご参照ください。なお、2005年に日本中毒情報センターで受信した総問い合わせ件数は32,179件です。そのうち6歳以下の小児の事故は24,539件でした。
- (3) 摂取経路は、経口摂取（誤飲、誤食等）のほかに、吸入（散布中等）、眼に入った、皮膚に付着した、咬刺傷も含みます。
- (4) 年齢、性別等不明の場合も提出してください。
- (5) 回答は、原則的に該当する番号に○を付けるか、ご記入をお願いします。

II. 「施設票」の記入について

- (1) 平均園児数は、1日の平均園児数（あるいは平均登録者数）をご記入ください。
- (2) 中毒事例数は、中毒事例調査票にご記入いただいた事例数をご記入ください。

III. 「中毒事例調査票」の記入について

- 過去3年間の中毒事例について、わかる範囲でご記入をお願いします。
1. 事故発生日時の時間は24時間表記でご記入ください。
 2. 患者：年齢が確認できない場合は、推定年齢をご記入ください。
 3. 中毒原因物質：わかれれば商品名および用途名をご記入ください。3つ以上の場合には、11.その他の欄にご記入ください。
量は正確な量でなくても、一口とかスプーンに1杯等の概算量でもご記入ください。
 4. 事故発生場所：事故が発生した場所についてご記入ください。
 5. 経路：経路のその他には、注射、肛門内挿入等具体的にご記入ください。
 6. 発生状況：3.その他の項は、第三者が誤って与えたケース（例えば保育士が他の園児の薬を誤って飲ませてしまった等）をご記入ください。
 7. 経過中にみられた症状：具体的に（例えば、嘔吐、唇の腫れ等）ご記入ください。
 8. 現場での対応：応急処置、治療を行った場合は具体的な処置方法をご記入ください。
 9. 対応決定に参考にした情報源：対応処置方法を決定するために、参考にされた情報源または相談聴取された施設または関係者についてご記入ください。
 10. 最終的予後：患者の対応処置の結果についてご記入ください。
 11. その他：この事例において、困ったことその他何かございましたらご記入ください。

日本中毒情報センターに問い合わせのあつた子どもの中毒事例

分類	品目	事例
家庭用品	石けん	2歳1ヶ月の子どもが液体薬用石けんの容器に口をつけて1口飲み、咳き込んでいる。
	洗濯用洗剤	1歳10ヶ月の子どもが棚の上の洗剤をいたずらし、箱ごと頭の上からかぶつた。箱のふたは簡単に開くため、中の粉を全身に浴びた。咳き込みがみられ、眼の違和感がある様子であった。
	虫除け剤	7ヶ月の子どもが虫除けスプレーを手に持っていた。噴射口をなめた可能性がある。
	粘土	幼稚園で4歳の子どもが粘土を少量誤飲した可能性がある。口の周りに粘土がつき、よだれにも粘土がまじっていた。
	クレヨン	1歳1ヶ月の子どもがクレヨンをかじって、むせた。
	スライム	保育所で2歳の子どもが手にスライムを持っていた。本人に聞くと、「飲んだ」といっている。
	タバコ浸出液	2歳10ヶ月の子どもが公園でタバコの吸殻の入ったコーヒーのペットボトルの中身(タバコ浸出液)を飲んでしまった。口からタバコのにおいがする。気持ちが悪いようである。
	ボタン型電池	8ヶ月の子どもがボタン型リチウム電池を誤飲した。医療機関を受診し、食道にあるのを確認し、摘出した。付着した部分に浮腫が確認された。
	乾電池	2歳4ヶ月の子どもがアルカリ乾電池の液もれをなめた可能性がある。舌の痛みが直後にあったが、現在はおさまっている。
医薬品	手指等用の消毒薬(陽イオン系界面活性剤)	4歳の子どもが希釈して使用する消毒薬の原液を飲み、嘔吐した。
	クレゾール石けん液	1歳の子どもが保育所でクレゾールを手で触り、その手で目を擦った。医療機関を受診したところ、まぶたに浮腫が確認された。
	かぜ薬	4歳の兄に処方されているかぜ薬を、2歳3ヶ月の子どもに誤って飲ませた。いつもより眠そうな様子である。
	きず用殺菌消毒薬	2歳の子どもがきず薬を誤飲した。眠気がある。
	虫刺され用薬	9ヶ月の子どもが虫刺され用軟膏をなめた。
自然毒	ハチ	1歳8ヶ月の子どもがハチに刺され、3箇所赤く腫れている。
	アメリカヤマゴボウ	幼稚園で3歳の子どもがアメリカヤマゴボウの実を食べた。吐き気がある。
工業用品	灯油	1歳の子どもが灯油を5mL程度飲み、嘔吐した。医療機関へ受診したところ、肺炎の兆候が確認された。
その他	催涙ガススプレー	保育所で子どもが催涙ガススプレーを誤って噴射してしまった。催涙ガスを吸入したり、眼に入ったり、皮膚についたりしたおそれのある3~5歳の子ども15名が医療機関へ受診した。

保育所・幼稚園における化学物質、動植物の毒による中毒事故実態アンケート調査

施設票

施設名	
設置(経営)主体	1.市町村立 2.私立 3.その他 _____
平均園児数	_____名(男児_____名、女児_____名) 3歳以上1日平均: _____名 3歳未満1日平均: _____名
平均園児年齢	_____歳(最年少者_____歳_____ヶ月、最年長者_____歳)
開所時間 (延長保育含む)	1. 24時間開所 2. 24時間開所ではない 開所時間: 平日____時~____時、 土曜日____時~____時 日曜日・祝日____時~____時
記入者(職種) (勤務年数)	職種(1.保育士 2.教諭 3.事務 4.その他_____) 本施設勤務年数 _____年
記入日	平成18年____月____日
中毒事例数	_____事例

I.過去3年間の保育所・幼稚園内の事故発生状況について

問1. 過去3年間に施設内で化学物質、動植物の毒による事故が発生しましたか。

1. はい、 2. いいえ…→次ページ設問へお進みください。

↓

問2. 発生頻度についてご記入ください。 3年間_____回程度

* 発生した中毒事例について別紙「中毒事例調査票」にわかる範囲で
ご記入をお願いします

この施設表(2枚)は、回答率を把握するために必要ですので、該当事例がない場合でも、各項目にご記入の上、必ずご返送ください。

1/2

II.保育所・幼稚園での化学物質、動植物の毒による中毒事故防止と対応について

問3. 中毒事故が発生した時の対応の手順（マニュアル）はありますか。

1. ある 2. なし 3. 検討中である 4. 不明

問4. 中毒事故防止のために行っている対策はありますか。

[]

問5. 日本中毒情報センター「中毒110番」を知っていましたか。

1. 知っていた 2. 知らなかった

問6. 日本中毒情報センター「中毒110番」を利用したことがありますか。

1. ある 2. なし 3. 不明

問7. 中毒事故防止と対応に有用と考える対策について、ご回答ください。

1) 保育士・教諭向けの啓発教育活動は必要だと思いますか。

1. 必要 2. 不要 3. わからない

2) 中毒事故防止と対応はどのような方法が有効と思いますか。（複数回答可）

1. パンフレット、図書、ビデオ等の利用

- 1.パンフレット 2.冊子 3.図書 4.ビデオ 5.DVD
6.ポスター 7.シール 8.ホームページ
9.その他[]

2. 外部機関による中毒事例に関する講習会

3. 外部機関による中毒が発生した際の応急処置の実地講習

4. テレビ、新聞等マスコミによる啓発教育活動

5. その他()

問8. 中毒事故防止のためのご要望等をご記入ください。

[]

ご協力いただき ありがとうございました。

この施設表(2枚)は、回答率を把握するために必要ですので、該当事例がない場合でも、各項目にご記入の上、必ずご返送ください。

中毒事例調査票

No. _____

過去3年間の貴施設での中毒事例について、わかる範囲でご記入をお願いします。

1. 事故発生日時	平成_____年 ___月 ___日 ___時頃 · 不明 1.食事中 2.昼寝の時間 3.延長保育中 4.その他 _____ 5.不明
2. 患者(年齢、性別)	年齢_____歳、(推定_____歳) 1.男児 2.女児 3.不明 体重 _____ kg
3. 中毒原因物質	<p>①商品名 _____ 用途名 _____ 量 _____ (1.g 2.mL 3.錠 4.カプセル 5.本 6.個 7.その他 _____ 8.不明)</p> <p>②商品名 _____ 用途名 _____ 量 _____ (1.g 2.mL 3.錠 4.カプセル 5.本 6.個 7.その他 _____ 8.不明)</p>
4. 事故発生場所	1.教室 2.食堂 3.洗面所・浴室 4.トイレ 5.運動場 6.外部の公園 7.その他 _____ 8.不明
5. 経路	1.経口 2.眼 3.吸入 4.経皮 5.咬刺傷 6.その他 _____
6. 発生状況	<p>1.子どもの不慮の事故 (中毒原因物質のあったところの高さ _____ m) (もし可能なら具体的に _____)</p> <p>2. その他(具体的に _____) (例:量を間違えて飲ませた等)</p> <p>3.不明</p>
7. 経過中に みられた症状	1.なし 2.あり _____

コピー用 (2症例目からは、お手数ですがこちらの用紙をコピーしてご記入をお願いします。)
1/2

8. 現場での対応 (応急手当)	<p>1.特に何もせず(経過観察のみも含める)</p> <p>2.医師の診察は受けずに応急処置のみ行った (行った処置を具体的に _____)</p> <p>3.医師の診察を受けた 次の設問は3.医師の診察を受けた場合のみ、お答えください</p> <p>4.救急車利用(41.利用した 42.利用しない)</p> <p>5.医師の診察を受けた結果</p> <p>51.特に処置の必要なし</p> <p>52.外来治療(往診治療)のみ(外来回数 回、不明) 治療内容※わかる範囲で具体的にご記入をお願いします</p> <hr/> <p>53.入院治療が必要であった(入院日数 日、不明)</p>
9. 8の対応 決定に参考に した情報源	<p>1.特になし 2.医学書その他の書物 3.日本中毒情報センター</p> <p>4.医師 5.看護師 6.薬剤師 7.製造会社</p> <p>8.行政機関(保健所・市町村役場等) 9.救急隊</p> <p>10.その他 _____ 11.不明</p>
10. 最終的な 予後	<p>1.完全に治癒した(中毒を起こす前の状態に戻った)</p> <p>2.何らかの後遺症が残った</p> <p>3.死亡</p> <p>4.不明</p>
11. その他	

コピー用 (2症例目からは、お手数ですがこちらの用紙をコピーしてご記入をお願いします。)

2/2

厚生労働科学研究費補助金(化学物質リスク研究事業)

分担研究報告書

家庭用化学製品を取り扱う企業に対するアンケート調査

分担研究者 黒木由美子 (財)日本中毒情報センター 施設長
協力研究者 飯田 薫 (財)日本中毒情報センター 主任
協力研究者 渋谷 清香 (財)日本中毒情報センター 主任
協力研究者 真殿かおり (財)日本中毒情報センター 課長
協力研究者 飯塚富士子 (財)日本中毒情報センター 課長
協力研究者 大橋 教良 帝京平成大学 現代ライフ学部 教授
協力研究者 吉岡 敏治 大阪府立急性期・総合医療センター 医務局長

研究要旨

日本中毒情報センター（以下JPICと略す）と家庭用化学製品を取り扱う企業の連携をより強化し、製品による健康被害事故を防止することを目的として、製品を取り扱う企業が把握している事故件数、およびJPICが実施している企業向け情報提供などに対する企業の評価や各種要望をアンケート調査する。

家庭用品、医薬品、農薬を取り扱う各種工業会・協議会に属する企業など、計477社に対し、郵送によるアンケート調査を実施した。回収率は、36.5%（174社）であった。各企業が主に取り扱っている製品別に3グループ（家庭用品：80社、医薬品：68社、農薬・工業用品等：26社）に分け、比較解析を行った。

消費者問い合わせ窓口を設けている企業は、家庭用品グループが72.5%、医薬品グループが98.5%、農薬・工業用品等グループが73.1%であり、殆どが平日営業時間のみ対応であった。企業が把握している急性中毒の問い合わせ件数は、月に1件以下が家庭用品グループ77.4%、医薬品グループ52.5%、農薬・工業用品等グループ73.7%と大部分を占めた。月に20件以上は家庭用品グループ3.2%、医薬品グループ18.0%、農薬・工業用品等グループ5.3%であった。また、家庭用品グループで問い合わせ件数の回答があった62社のそれらの件数より、JPICが平成18年に受信した当該企業の問い合わせ件数の方が多かったのは、32社にのぼることも判明した。

JPICが賛助会員企業へ実施している自社製品の受信状況報告を必要と回答したのは、家庭用品および医薬品グループが各75.0%、農薬・工業用品等グループが84.6%であり、必要性が高いことが判明した。また、報告頻度の希望は、設問中最も短い「月1回」が全グループで最も多かった（31.8～58.8%）。さらに、速報（翌営業日に報告）は全グループで6割以上が必要と回答しており、企業が迅速に事故情報を入手したいと考えていることが判明した。また、その他の要望として、製品群別受信状況（事故事例）、毒性関連資料の提供、講演会の開催などの希望が多いことが判明した。

企業向けホームページの掲載項目について、家庭用品グループで必要性が高いと評価されたのは「一般市民対応用中毒情報データベース」75.0%、「JPIC受信事例集」72.5%、「解毒剤情報」61.3%の順であった。また、全グループで「JPIC受信事例集」が上位3位までに入り、事故事例の情報提供が必要であることが判明した。

企業は自社で把握している急性中毒事故のみならず、24時間急性中毒事故の問い合わせを受信しているJPICが把握した事故情報も迅速に把握したいと考えていることが判明した。消費生活用製品安全法の改訂により平成19年度から消費生活用製品を取り扱う企業は「重大製品事故」を把握してから10日以内に国に報告する義務が課せられる。JPICはさらに企業との連携を強化し、重大製品事故のみならず、家庭用化学製品による健康被害事故情報を、迅速かつ効果的に発信する必要がある。

A. 研究目的

日本中毒情報センター（以下 JPIC と略す）では、平成 14 年度～平成 16 年度厚生労働科学研究費補助金（化学物質リスク研究事業）「家庭用品における製品表示と理解度との関連及び誤使用・被害事故との関連の検証に関する研究」を実施した。その分担研究「製品表示作成者の危険認識度に関するアンケート調査」において、家庭用品による健康被害事故を防止するための情報収集や対策には、JPIC と企業との情報交換が必要であるという結果を得て、健康被害事故状況報告システムおよび企業向けホームページの構築を行った¹⁾。

本研究では、JPIC と家庭用化学製品を取り扱う企業の連携をより強化し、製品による健康被害事故を防止することを目的として、製品を取り扱う企業が把握している事故件数、および JPIC が実施している企業向け情報提供などに対する企業の評価や各種要望をアンケート調査する。

B. 研究方法

アンケートの対象は、家庭用化学製品を取り扱う企業の結果を、他の製品を取り扱う企業と比較するため、各種業界に所属する企業などを対象とした。家庭用品、医薬品、農薬を扱う各種工業会・協議会に所属する企業、すなわち洗浄剤・漂白剤等安全対策協議会 51 社、日本石鹼洗剤工業会 23 社、生活害虫防除剤協議会 70 社、芳香・消臭・脱臭剤協議会 51 社、日本製薬工業協会 75 社、日本大衆薬工業協会 87 社、農薬工業会 48 社、さらに JPIC 賛助会員企業 125 社および JPIC から製品照会を行った実績がある企業 169 社を加え、

重複する企業を除いた計 477 社に対し、郵送によるアンケート調査（資料 1）を実施した。調査期間は平成 18 年 7 月～8 月とした。

調査内容は、企業の取り扱い製品群、消費者問い合わせ窓口の有無と体制、急性中毒に関する問い合わせ件数、および JPIC 賛助会員企業向けサービス [賛助会員専用電話、受信状況報告、事故発生速報、中毒 110 番電話番号の名義使用（製品や MSDS への中毒 110 番電話番号の掲載など）、その他の要望] に関する設問、JPIC 企業向けホームページに関する設問とし、設問により選択式または自由記載とした。

174 社から回答があり、回収率は 36.5% であった。

各企業が取り扱っている製品毎に、以下の 3 グループに分けて解析を行った。

- (1) 家庭用品グループ：家庭用品を取り扱う企業（80 社）
- (2) 医薬品グループ：主に医療用医薬品、一般用医薬品を取り扱う企業（68 社）
- (3) 農薬・工業用品等グループ：主に農業用品、写真用品などの工業用品を取り扱う企業（26 社）

C. 研究結果

1. 企業の取り扱い製品群および消費者問い合わせ窓口

1) 取り扱い製品群

家庭用品グループにおける取り扱い製品群別企業数（複数回答有り）を表 1 に示す。

取り扱い製品群は、家庭用石鹼・洗剤・洗浄剤が 24 社、家庭用殺虫剤・防虫剤等が 24 社、家庭用芳香・消臭・脱臭剤が 22 社、その他の家庭用品（衛生用品、文具、塗料など）

が 31 社、そのほか化粧品類（含医薬部外品）29 社のほか、医薬品、農薬、業務用化学製品などであった。企業により取り扱い品目には若干相違があり、幅広い製品群を取り扱っている企業もあった。

2) 消費者問い合わせ窓口

製品により急性中毒事故が発生した場合などに、消費者が利用できる問い合わせ窓口（担当部署）を設けていた企業は、家庭用品グループが 58 社（72.5%）、医薬品グループが 67 社（98.5%）、農薬・工業用品等グループが 19 社（73.1%）であった。

また、問い合わせ窓口の対応曜日については、ほとんどの企業が平日のみの対応であった。休日・夜間の緊急対応窓口（あるいは担当者）を設けていた企業は、家庭用品グループが 1 社、医薬品グループが 2 社、農薬・工業用品等グループが 1 社のみであった。

2. 急性中毒問い合わせ件数

企業へ照会があった 1 か月当たりの急性中毒に関する問い合わせ件数を表 2 に示す。なお、1 年当たりの件数で回答があった場合は、12 で割った件数とした。1 日当たりの件数で回答があった場合は、1 か月を 20 日（営業日）として換算した。また、殆どないと回答があった場合は、月に 1 件以下として処理した。

月に 1 件以下が家庭用品グループで 48 社（77.4%）、医薬品グループで 32 社（52.5%）、農薬・工業用品等グループで 14 社（73.7%）と大部分を占めた。

月に 2~9 件が家庭用品グループで 7 社（11.3%）、医薬品グループで 14 社（23.0%）、農薬・工業用品等グループで 4 社（21.0%）であった。

月に 10~19 件が家庭用品グループで 5 社（8.1%）、医薬品グループで 4 社（6.6%）であり、農薬・工業用品等グループは該当する企業はなかった。

月に 20 件以上把握している企業は、家庭用品グループで 2 社（3.2%）、医薬品グループで 11 社（18.0%）、農薬・工業用品等グループで 1 社（5.3%）のみであった。

また、表 3 に示したとおり、家庭用品グループで問い合わせ件数の回答があった 62 社のうち、企業が把握している問い合わせ件数より、平成 18 年に JPIC が受信した該当企業の問い合わせ件数の方が多い企業が 32 社あることも判明した。

3. JPIC 賛助会員専用電話

JPIC 賛助会員企業は、急性中毒事故が発生した緊急時に、JPIC 賛助会員専用電話で中毒 110 番へ連絡し、事故当事者や医療関係者に対して中毒 110 番から直接中毒情報を提供すること（回答代行）を依頼できる。

JPIC 賛助会員専用電話の認知度、利用状況、対応完了報告と報告手段の希望に関する結果を表 4 に示す。なお、回答があった企業のうち JPIC 賛助会員企業は、家庭用品グループは 19 社、医薬品グループは 26 社、農薬・工業用品等グループは 15 社である。

1) 認知度

JPIC 賛助会員専用電話について、すでに“知っていた”のは、家庭用品グループが 33 社（41.3%）、医薬品グループが 44 社（64.7%）、農薬・工業用品等グループが 20 社（76.9%）であった。家庭用品グループでは、他のグループと比べて、JPIC 賛助会員専用電話の認知度がまだ低いことが判明した。

2) 利用状況

実際に「利用している」と回答したのは、家庭用品グループが9社(11.3%)、医薬品グループが14社(20.6%)、農薬・工業用品等グループが9社(34.6%)であった。

賛助会員未入会の企業で「利用したい」と回答したのは、家庭用品グループが28社(35.0%)、医薬品グループが21社(30.9%)、農薬・工業用品等グループが5社(19.2%)であった。

3) 対応後の完了報告と報告手段

中毒110番から事故当事者あるいは医療関係者へ対応が終了した旨を依頼した企業へ報告を行う“完了報告”を「希望する」と回答したのは、家庭用品グループが51社(63.8%)、医薬品グループが50社(73.5%)、農薬・工業用品等グループが20社(76.9%)であり、希望する企業が多かった。

報告手段(複数回答)は、各グループとも「メール」の希望が最も多く、家庭用品グループが30社、医薬品グループが36社、農薬・工業用品等グループが16社であった。そのほか電話連絡やFAX送付の希望があった。

4. JPIC 受信状況報告

JPICはJPIC賛助会員企業(但し、50万円以上/年の賛助会員企業のみ)に対し、自社製品の受信状況報告(表5)を実施している。

1) 認知度

受信状況報告を実施していることについて「知っている」と回答したのは、家庭用品グループが25社(31.3%)、医薬品グループが31社(45.6%)、農薬・工業用品等グループが18社(69.2%)であった。

2) 必要性

受信状況報告の必要性について「必要」と回答したのは、家庭用品グループが60社(75.0%)、医薬品グループが51社(75.0%)、農薬・工業用品等グループが22社(84.6%)であり、必要性が高かった。

3) 報告頻度

受信状況報告が必要と回答した企業における報告頻度の希望を表6に示す。

「月1回」と回答したのが、家庭用品グループで23社(38.3%)、医薬品グループで30社(58.8%)、農薬・工業用品等グループで7社(31.8%)と最も多かった。

次いで、「3か月に1回」と回答したのが、家庭用品グループで14社(23.3%)、医薬品グループで9社(17.6%)、農薬・工業用品等グループで6社(27.3%)、「6か月に1回」と回答したのが、家庭用品グループで14社(23.3%)、医薬品グループで4社(7.8%)、農薬・工業用品等グループで6社(27.3%)であった。「その他」と回答した企業のうち、事故発生時に随時報告を希望する企業が家庭用品グループおよび医薬品グループ各2社であった。

4) 必要項目

受信状況報告が必要と回答した企業に対し、必要項目について設問した。受信状況報告の項目として設問した16項目、およびその必要性について表7に示した。なお、表の項目の①～⑫までが、現在実施している受信状況報告の項目である。

家庭用品グループでは、“①受信月日”～“⑪受信までの症状の有無”的11項目について9割以上が「必要」と回答していた。

医薬品グループでは、“①受信月日”～“⑧

状況の詳細”、⑩曝露量、⑯転帰の10項目について9割以上が「必要」と回答していた。

農薬・工業用品等グループでは、“①受信月日”～“⑯受診した場合の治療内容”的15項目について9割以上が「必要」と回答していた。

ほとんどの項目について必要性は高かつたが、必要性が比較的低かった項目は、家庭用品グループでは⑯転帰(75.0%)、医薬品グループでは⑨事故発生時の商品形態(74.5%)であった。

5. JPIC 事故発生速報

自社製品により急性中毒事故が発生し、JPICに問い合わせがあった場合、原則として翌営業日に事故発生の速報(事故状況の簡易報告)が必要と回答したのは、家庭用品グループで50社(62.5%)、医薬品グループで46社(67.6%)、農薬・工業用品等グループで17社(65.4%)であった。

企業は、事故発生の速報の必要性が高いと考えていることが判明した。

6. 中毒110番電話番号の名儀使用

中毒110番電話番号の名儀使用とは、製品の包装、製品安全データシート(MSDS)などに中毒110番電話番号を掲載する、あるいは、お客様相談室等の夜間・休日留守番電話応答メッセージに中毒110番の番号案内を録音することができる有料サービス(50万円以上/年の賛助会員企業)である。

名儀使用の認知度および使用対象への掲載希望に関する結果を表8に示す。なお、回答があった企業のうちJPIC賛助会員企業は、家庭用品グループは19社、医薬品グループ

は26社、農薬・工業用品等グループは15社である。

1) 認知度

中毒110番電話番号の名儀使用について“知っていた”のは、家庭用品グループが29社(36.3%)、医薬品グループが29社(42.6%)、農薬・工業用品等グループが20社(76.9%)であった。

2) 使用対象

使用対象として、まずMSDSへの掲載について「掲載している」と回答したのは、家庭用品グループが7社(8.8%)、農薬・工業用品等グループが14社(53.8%)で、医薬品グループは該当する企業がなかった。「掲載したい」と回答したのは、家庭用品グループが10社(12.5%)、医薬品グループが4社(5.9%)、農薬・工業用品等グループが2社(7.7%)であった。

カタログ・パンフレットへの掲載について「掲載している」と回答したのは、家庭用品グループが7社(8.8%)、医薬品グループが1社(1.5%)、農薬・工業用品等グループが8社(30.8%)であった。「掲載したい」と回答したのは、家庭用品グループが8社(10.0%)、医薬品グループが7社(10.3%)、農薬・工業用品等グループが6社(23.1%)であった。

自社のホームページへの中毒110番電話番号掲載については「掲載している」と回答したのは、家庭用品グループが3社(3.8%)、医薬品グループが1社(1.5%)、農薬・工業用品等グループが3社(11.5%)であった。

「掲載したい」と回答したのは、家庭用品グループが9社(11.3%)、医薬品グループが7社(10.3%)、農薬・工業用品等グループが8

社 (30.8%) であった。

夜間・休日留守番電話メッセージへの録音について「利用している」と回答したのは、家庭用品グループが3社 (3.8%)、医薬品グループが6社 (8.8%) で、農薬・工業用品等グループは該当する企業はなかった。「利用したい」と回答したのは、家庭用品グループが9社 (11.3%)、医薬品グループが11社 (16.2%)、農薬・工業用品等グループが8社 (30.8%) であった。

7. JPIC へ対するその他の要望

JPIC へ対するその他の要望について設問した結果を図1に示す。

家庭用品グループの要望は、製品群別受信状況(事事故例)の報告34社 (42.5%)、毒性に関する資料の提供29社 (36.3%)、講演会の開催26社 (32.5%)、製品表示作成時の協力20社 (25.0%)、MSDS作成時の協力19社 (23.8%)、定期連絡会合の開催4社 (5.0%) の順であった。

医薬品グループの要望は、毒性に関する資料の提供31社 (45.6%)、講演会の開催19社 (27.9%)、製品群別受信状況(事事故例)の報告13社 (19.1%)、MSDS作成時の協力13社 (19.1%)、製品表示作成時の協力10社 (14.7%)、定期連絡会合の開催9社 (13.2%) の順であった。

農薬・工業用品等グループの要望は、製品群別受信状況(事事故例)の報告12社 (46.2%)、講演会の開催8社 (30.8%)、毒性に関する資料の提供6社 (23.1%)、製品表示作成時の協力4社 (15.4%)、定期連絡会合の開催4社 (15.4%)、MSDS作成時の協力3社 (11.5%) の順であった。

家庭用品グループにおいては、他のグループと比べて、製品群別受信状況(事事故例)の報告、製品表示作成時の協力、MSDS作成時の協力についての要望が多かった。

8. 企業向けホームページ

1) 掲載項目の必要性

企業向けホームページ(図2)に掲載している項目の必要性について、その結果を図3～5に示す。

家庭用品グループで必要性が高かった項目は、「一般市民対応用中毒情報データベース」75.0%、「JPIC受信事例集」72.5%、「解毒剤情報」61.3%、「化学災害時の現場対応用中毒情報データベース」58.8%、「急性中毒文献情報」57.5%の順であった。

医薬品グループで必要性が高かった項目は、「JPIC受信事例集」69.1%、「解毒剤情報」67.6%、「急性中毒文献情報」61.8%、「一般市民対応用中毒情報データベース」60.3%、「ニュース欄」52.9%であった。

農薬・工業用品等グループで必要性が高かった項目は、「化学災害時の現場対応用中毒情報データベース」84.6%、「一般市民対応用中毒情報データベース」84.6%、「JPIC受信事例集」80.8%、「解毒剤情報」76.9%、「急性中毒文献情報」69.2%であった。

必要性が高い掲載項目は業界により若干違いがあったが、「JPIC受信事例集」はどのグループでも上位3位までに入り、必要性が高いことが明らかになった。

ホームページに関する要望としては、JPIC受信事例集の内容充実、中毒症状や治療の検索希望などがあった。

D. 考 察

家庭用化学製品を取り扱う企業が把握している自社製品の急性中毒問い合わせ件数は、7割以上の企業で月に1件以下であった。月に20件以上把握している企業もあったが、企業が把握している問い合わせ件数より、JPICで受信した該当企業の問い合わせ件数の方が多い企業があることも判明した。

特に自社で把握している急性中毒事故事例が少ない企業にとっては、JPICで入手した情報も、事故の防止と対応に有用な情報となるため、JPICからの情報発信が必要である。

JPICが賛助会員企業に限定して実施している受信状況報告の認知度は、家庭用品グループで約3割と低かった。しかし、7割以上の企業が詳細報告を必要と考えており、必要性が高いことが明らかになった。報告頻度の希望は、全グループにおいて設問中最も短い「月1回」が多かった。また、速報（翌営業日に報告）は、全グループで6割以上が必要と回答しており、企業が迅速に情報を入手したいと考えていることが判明した。

そのほか企業からJPICへ要望があった製品群別受信状況（事故事例）の報告、毒性に関する資料の提供、製品表示作成時の協力、MSDS作成時の協力、講演会の開催、定期連絡会合の開催については検討し、協力可能な内容と体制を整備する必要がある。

企業向けホームページ掲載項目の必要性については、業界により若干違いがあったが、全グループで「JPIC受信事例集」が上位3位までに入り、評価が高いことが明らかになった。家庭用化学製品で発生する類似の事故防止のために、JPICは積極的に事故事例を発信する必要があると考える。

さて、平成18年12月6日「消費生活用製品安全法」の改正法が公布された（資料2）²⁾。公布から6か月以内に施行されるため、平成19年度からの施行になる。

消費生活用製品安全法の目的は、「消費生活用製品による一般消費者の生命又は身体に対する危害の防止を図るために、特定製品の製造及び販売を規制するとともに、製品事故に関する情報の収集及び提供等の措置を講じ、もって一般消費者の利益を保護すること」である。今回の改正は、パロマ工業製ガス瞬間湯沸かし器による一酸化炭素中毒死傷事故や家庭用シュレッダーによる幼児手指切断事故などを踏まえ、国が製品事故情報を収集・公表し、消費者の安全・安心を目指すものである。そのため目的を示した第一條に「製品事故に関する情報の収集及び提供等の措置を講じ、」が追加された。なお、ここでいう消費生活用製品とは、主として一般消費者の生活の用に供される製品であり、化学物質の急性中毒に関連する中で除かれるものは、医薬品、医薬部外品、化粧品、毒物、劇物、食品衛生法上の食品・添加物・洗浄剤、消火器具等を除くものである（なお、そのほか船舶、道路運送車両、高圧ガス保安法の容器、猟銃等、医療機器などが除かれている）。

主な改正点は、以下にまとめられる²⁾。

(1) 事故情報の収集と公表

- ・消費生活用製品の製造事業者又は輸入事業者は、重大製品事故が生じたことを知ったときは、当該消費生活用製品の名称、事故の内容等を主務大臣（経済産業大臣）に報告しなければならない。
- ・主務大臣は、重大製品事故の報告を受けた場合等において、当該重大製品事故に

係る消費生活用製品の名称、事故の内容等を公表する。

- ・消費生活用製品の小売販売事業者、修理事業者又は設置工事事業者は、重大製品事故を知ったときは、当該消費生活用製品の製造業者又は輸入事業者に通知するよう努めなければならない。

(2) 事故の再発防止対策

- ・消費生活用製品の製造事業者又は、事故原因を調査し、必要があると認めるときは、当該消費生活用製品の回収等の措置をとるよう努めなければならない。
- ・消費生活用製品の販売事業者は、消費生活用製品の製造事業者又は輸入事業者が行う消費生活用製品の回収等の措置に協力するよう努めなければならない。

また、製品事故は、消費生活用製品の欠陥によって生じたものでないことが明らかな事故以外のものであり、「重大製品事故」とは、以下に該当するものである²⁾。

- (1) 一般消費者の生命又は身体に対する危害が発生した事故のうち、危害が重大であるもの。
 - ・死亡事故
 - ・重傷病事故（治療に要する期間が30日以上の負傷・疾病）又は後遺障害事故
 - ・一酸化炭素中毒事故
 - (2) 消費生活用製品が滅失し、又はき損した事故であって、一般消費者の生命又は身体に対する重大な危害が生ずるおそれのあるもの。
 - ・火災（消防が火災として確認したもの）
- この法律の改正により、消費生活用製品の製造事業者又は輸入事業者は、「重大製品事故」が生じたことを知ったときは、発生の事

実を知った日から起算して、10日以内に、当該消費生活用製品の名称、事故の内容等を経済産業省に報告しなければならない。なお、報告義務を怠った場合、罰則規定として、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金が規定されている。

さらに、「重大事故報告」は、製造事業者など直接的な利害関係者のみならず、個人、法人、団体を問わず、誰でも、経済産業大臣に対し申し出ることができ、経済産業省がその申し出の事実を確認する。また、「重大製品事故以外の製品事故」を知った場合は、独立行政法人製品評価技術機構に報告する。

これらの報告を受けて、経済産業省は、重大な危害の発生及び拡大を防止するため必要があると認められるときは、製品の名称及び型式、事故の内容等を迅速に公表する。公表する方法は、以下の通りである。

- (1) ガス機器・石油危機による重大製品事故
は、報告後、直ちに公表する（記者発表、経済産業省ウェブサイト）。

(2) その他の消費生活用製品による重大製品事故

- ・製品起因事故であることが疑われる場合、報告後、直ちに公表する。
- ・製品起因の事故か否かが不明な場合、明らかに報告対象でない事例を除き、原則、1週間以内に公表する。さらに事故情報を分析し、製品起因が疑われる場合は、直ちに公表する。
- ・製品が原因であるかとは断定できないことについては、第三者委員会での判定を経た上で公表する。

この法律を具体的に実施するために、経済産業省からは、製造事業者、輸入事業者、修

理・設置工事事業者、販売事業者へ対し、それぞれに係る自主行動指針が示されている（資料3）²⁾。

自主行動指針には、1.企業トップの意識の明確化について、2.体制整備及び取り組みについて、(1)リスク管理体制の整備、(2)情報収集・伝達・開示等の取り組みについて、(3)製品回収等の取組について、3.中小企業が取り組むべき項目、が記載されている。

また、企業や業界団体が策定した自主行動計画は、定期的に点検し、必要な見直しを行っていくことが望まれ、その際、第三者専門機関などの助言を得ることも有効であろう、とされている。

JPICで、該当する「重大製品事故」または「重大製品事故以外の製品事故」について受信した場合、申し出ることが可能であり、また、関連企業へ情報提供することにより、企業が調査を開始することも可能である。

さらに、自主行動指針にある第三者機関の専門家として、企業へ助言することも可能であり、この果たすべき役割は大きい。すでに、体制整備に向けて情報交換を行った企業もあり、今後、業界団体とも各種検討を進める必要があると考える。

今後ますますJPICは、家庭用化学製品を取り扱う企業との連携を強化し、重大製品事故のみならず、家庭用化学製品による健康被害事故情報を迅速かつ効果的に発信する必要がある。積極的な情報交換と継続性のある体制作りが望まれる。

E. 結論

企業は自社で把握している急性中毒事故のみならず、24時間急性中毒事故の問い合わせ

せを受信しているJPICが把握した事故情報も迅速に把握したいと考えていることが判明した。消費生活用品安全法の改訂により平成19年度から消費生活用製品を取り扱う企業は「重大製品事故」を把握してから10日以内に国に報告する義務が課せられる。JPICはさらに企業との連携を強化し、重大製品事故のみならず、家庭用化学製品による健康被害事故情報を迅速かつ効果的に発信する必要がある。

参考文献

- 1) 黒木由美子、飯田薰、小野マリ子、他：製品表示作成者の危険認識度に関するアンケート調査、平成16年度厚生労働科学研究費補助金（化学物質リスク研究事業）「家庭用品における製品表示と理解度との関連及び誤使用・被害事故との関連の検証に関する研究」研究報告書、（財）日本中毒情報センター、2005.4.
- 2) 経済産業省ホームページ：
<http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/index.htm>

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 研究発表

- 1) 飯田薰、黒木由美子、渋谷清香、他：企業向けホームページ等に関する企業アンケート調査、第21回日本中毒学会東日本地方会（東京）、2007年1月発表。

2) 渋谷清香、黒木由美子、飯田薰、他：家庭用化学製品を取り扱う企業に対するアンケート調査、第 29 回日本中毒学会総会・学術集会(東京)、2007 年 7 月、発表予定。

H. 知的財産権の出願・登録状況
なし

表1 家庭用品グループにおける取り扱い製品群別企業数

取り扱い製品群	企業数
家庭用石鹼・洗剤・洗浄剤	24
家庭用殺虫剤・防虫剤等	24
家庭用芳香・消臭・脱臭剤	22
その他の家庭用品(衛生用品、文具、塗料など)	31
化粧品類(医薬部外品を含む)	29
医薬品(医療薬)	5
医薬品(一般薬)	14
動物用薬	6
農薬等農業用品	14
工業用化学薬品・業務化学製品	12
その他(健康食品など)	20
(複数回答有り)	

表2 企業への急性中毒問い合わせ件数

1か月当りの件数	家庭用品 [n=62]	医薬品 [n=61]	農薬・工業用品等 [n=19]
	企業数 (%)	企業数 (%)	企業数 (%)
0 ~ 1	48 (77.4)	32 (52.5)	14 (73.7)
2 ~ 9	7 (11.3)	14 (23.0)	4 (21.0)
10 ~ 19	5 (8.1)	4 (6.6)	0 (0)
20 ~	2 (3.2)	11 (18.0)	1 (5.3)

表3 企業への急性中毒問い合わせ件数とJPIC受信数(家庭用品グループ)

企業No.	企業への急性中毒問い合わせ件数 (件/月)*	JPIC受信数 (件/月)**	企業No.	企業への急性中毒問い合わせ件数 (件/月)*	JPIC受信数 (件/月)**
1	40	32.5	41	0.1	0.3
2	30	1.0	42	0.1	0.2
3	14	5.5	43	0.1	0
4	10	58.6	44	0.1	0
5	10	47.9	45	0	4.2
6	10	4.3	46	0	2.6
7	10	0.7	47	0	0.6
8	6.5	12.5	48	0	0.5
9	6	2.4	49	0	0.3
10	5	0.1	50	0	0.3
11	3	6.7	51	0	0.3
12	3	0.3	52	0	0.3
13	2.5	0.4	53 ⁺	0	0.3
14	1.5	2.4	54 ⁺	0	0.3
15	1	14.1	55	0	0.2
16	1	1.2	56	0	0.2
17	1	1.0	57	0	0.1
18	1	0.8	58	0	0
19	1	0.6	59	0	0
20	1	0.2	60	0	0
21	1	0.2	61	0	0
22	1	0.1	62 ⁺	0	0
23	0.5	2.6	63	-	3.0
24	0.5	0.8	64	-	2.3
25	0.5	0.6	65	-	2.3
26	0.5	0.4	66	-	1.2
27	0.5	0.3	67	-	1.0
28	0.5	0.3	68	-	0.8
29	0.5	0.3	69	-	0.5
30	0.5	0.2	70	-	0.3
31	0.5	0	71	-	0.3
32	0.4	0.7	72	-	0.3
33	0.4	0.1	73	-	0.2
34	0.3	0.7	74	-	0
35	0.3	0.1	75	-	0
36	0.2	1.6	76	-	0
37	0.2	5.2	77	-	0
38	0.1	0.7	78	-	0
39	0.1	0.6	79	-	0
40	0.1	0.3	80	-	0

*「-」は未回答の企業。1年当たりの件数で回答があった場合は、12で割った件数とし、1日当たりの件数で回答があった場合は、1か月を20日(営業日)として換算。企業No.の「+」は殆どなしと回答があった企業

**各企業の平成18年1月～12月の受信数を12で割った件数